

令和 6 年度 事業計画

I 運営方針

厚生労働省においては、令和 6 年度予算において、物価高騰、賃金上昇等を踏まえた診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定を行うことにより、今後の人口動態・経済社会の変化を見据えた保健・医療・介護の構築及び構造的な人手不足に対応した労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進を重点事項としている。

このような中、本事業団は、経営理念及び経営方針の下、社会福祉法人として担う地域における福祉の一層の充実を目指し、利用者主体の視点に立った地域福祉への積極的な取組を推進するとともに、感染症の感染予防に努めながら、人的資源と施設機能を生かしたより質の高いサービスを提供することにより、地域貢献に努めるものとする。また、創立 50 周年を迎えることから、これまでの足跡を振り返り、今後の発展の礎とするため、記念事業を実施するものとする。

自主経営施設の運営に当たっては、利用者のニーズを的確に把握し、利用者との信頼関係を築きながら、利用者主体の事業内容の充実と安全・安心な施設運営を進めるとともに、安定した経営に努めるものとする。特に、盛岡市から移譲を受けた盛岡ひまわり学園、盛岡地域福祉センター及びしらたき工房については、経営改善を図りながら、更に質の高いサービスの提供を目指すものとする。

指定管理施設の運営に当たっては、令和 7 年 3 月をもって廃止されるけやき荘については、老朽化が進む施設の中でも入所者が快適に過ごせるよう支援するとともに、入所者の円滑な転所について盛岡市と協力して取り組むものとする。また、地域センターにおいては、新設される太田児童センターの適切な管理に取り組むとともに、つなぎ地区活動センターの同年 3 月の閉館に向けて準備を進めるほか、利用者の安全を確保し、利便性の更なる向上を図るとともに、地域福祉活動の拠点として市民から等しく受け入れられるよう、適切かつ効果的な運営を行い、地域共生社会の推進に努めるものとする。

各事務事業の推進に当たっては、第三次中長期経営計画の進行管理を行いながら、着実に進めるとともに、中期経営計画（令和 7 年度～9 年度）の策定に取り組むものとする。また、経営会議において、現状や社会情勢を的確に把握の上、事業団の将来を見据えた今後の事業展開について検討を進めるものとする。

人材の育成に当たっては、全施設全職員が使命感と一体感を持って業務に当たることが本事業団の自律的な経営に深く結び付いているという共通認識の下、目標管理制度の運用を継続し、併せて研修体制の強化を図り、人材の育成と専門性の向上、職場環境の改善に努めるものとする。

II 重点項目

- 1 中期経営計画（令和 7 年度～9 年度）の策定
- 2 創立 50 周年記念事業の実施
- 3 職員の一層の倫理の確立

Ⅲ 事業計画

第1 事務局

事務局は、事業団の総括的機関として、評議員会、理事会その他の諸会議の開催、定款・諸規程の制定・改廃や事業計画の立案、予算・決算等の財務、人事、福利厚生、財産管理等法人の運営事務を総括的に実施するとともに、管理施設の効率的な運営が図られるよう連絡調整に当たるものとする。

1 法人の運営

(1) 評議員会

法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任・解任や定款変更、事業計画、予算、決算等を審議決定するため、定時評議員会を開催するほか必要に応じ開催する。

(2) 理事会

法人運営の業務執行決定機関として理事、理事長に対する牽制機能を働かせることから、評議員候補者の推薦に係る事項や評議員会の審議事項、事業計画、予算、決算等その他重要な事項等を審議決定するため、理事会を随時開催する。

(3) 監事監査

業務の執行状況、会計経理事務等の適正を期するため、監事監査を実施するほか、年4回の出納調査を実施する。

(4) 登記

定款変更に伴う認可登記、資産総額の変更登記のほか、必要な登記等を行う。

(5) 委託者側との連携

指定管理施設としての運営成果を期するため、盛岡市保健福祉部、子ども未来部及び市民部その他関係機関と相互の連携に努める。

(6) 施設長会議等の開催

毎月施設長会議を開催し、有機的な連携を図り、相互理解の下に事業の推進に努める。また、盛岡市社会福祉施設連絡協議会との連携を図り、相互協調に努める。

(7) 関係団体との連携

全国社会福祉事業団協議会、北海道・東北ブロック社会福祉事業団連絡協議会及び県社会福祉事業団並びに県・市社会福祉協議会その他関係団体等との連携を図る。

(8) 経営会議の開催

経営モニタリングの結果等を活用しながら、法人としての事業展開や方向性、重点的に取り組む事業内容等をより具体的、かつ、明確にする場とする。

(9) 指定管理の執行と評価

第五期の指定管理期間の1年目を迎え、事業計画に基づいた事務事業の執行に努めるとともに、質の高いサービス、地域への貢献、経費節減等について自己評価を行い、事業計画等の調整を図りながら取り組む。

(10) 委託事業の実施

学校教育と社会教育が一体となった盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業を受託し、市の施策に沿った公益的サービス事業の積極的な展開を行う。

(11) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画への対応

盛岡市の計画による改修、機能統合等については、盛岡市担当部署との綿密な協議を重ね、各種課題等への取組みを細かく検討しながら、方向性を定め、準備等を進める。

(12) 発達支援専門員の取組み

発達支援専門員による各児童センターを利用する発達障害児等の対応や支援、児童厚生員への助言指導等、利用児童の支援の向上に努めながら、外部への研修会の実施や情報発信等を行う。

(13) 盛岡市社会福祉事業団創立50周年記念事業の取組み

盛岡市社会福祉事業団が令和6年度に創立50周年を迎えることから、これまでの足跡を振り返り、今後の発展の礎とするために実施する記念事業を行う。

2 施設の管理運営

(1) 管理運営事業

令和6年度は、次の98施設（保育所、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、多機能型障害福祉サービス事業所を含む。）の管理運営を行う。

(ア) 第1種社会福祉事業施設

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数	利用定員
1	軽費老人ホームA型 けやき荘	昭和 49. 4. 1	11 人	50 人
2	母子生活支援施設 盛岡市立かつら荘	平成 18. 4. 1	5 人	30 世帯

(イ) 第2種社会福祉事業施設（障害者支援施設）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	しらたき工房	昭和 49. 4. 1	19 人

(ウ) 第2種社会福祉事業施設（児童発達支援センター）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	盛岡ひまわり学園 ・おもちゃ図書館	昭和 49. 7. 1 昭和 58. 6. 18	19 人 —
	委託事業 盛岡市親子通園事業	昭和 57. 6. 1	3 人
	〃（都南教室）	平成 14. 4. 1	3 人
	〃（玉山教室）	平成 18. 4. 1	—
	委託事業 盛岡市子ども発達支援事業所「ひまわり」	令和 2. 4. 1	1 人

(エ) 第2種社会福祉事業施設（保育所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	津志田つばさ園	平成 24. 12. 1	22 人
2	ながい保育園	平成 30. 4. 1	22 人

(オ) 第2種社会福祉事業施設（地域福祉センター）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	盛岡地域福祉センター	平成 6. 4. 1	14 人

(カ) 第2種社会福祉事業（児童発達支援事業所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	いるか教室	平成 23. 5. 23	2 人
2	いるか教室つしだ	平成 25. 2. 1	2 人

(キ) 第2種社会福祉事業（放課後等デイサービス事業所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	いるかデイ中屋敷	平成 26. 4. 1	4 人
2	いるかデイ東見前	平成 26. 10. 1	4 人

(ク) 第2種社会福祉事業施設（多機能型障害福祉サービス事業所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	いるかデイ仙北	平成 26. 11. 1	5 人

(ケ) 第2種社会福祉事業施設（相談支援事業所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	もりおか障害者自立支援プラザ	平成 28. 4. 1	5 人
	委託事業 盛岡市医療的ケア児等コーディネーター（福祉職）配置事業	令和 4. 10. 1	1 人

(コ) 第2種社会福祉事業施設（共同生活援助事業所）

番 号	施 設 名	事業開始年月日	職員数
1	しらたきの里	平成 29. 9. 1	2 人

(サ) 第2種社会福祉事業施設（老人福祉施設）

①老人福祉センター（B型）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	太田老人福祉センター 同上付設作業所	昭和 50. 4. 1 昭和 52. 4. 1	1 人
2	青山老人福祉センター 同上付設作業所	昭和 54. 2. 1 昭和 64. 4. 1	2
3	川目老人福祉センター	昭和 53. 4. 1	2
4	北厨川老人福祉センター	昭和 53. 4. 1	2
5	本宮老人福祉センター	昭和 54. 4. 1	2
6	仁王老人福祉センター	昭和 54. 11. 13	2
7	山王老人福祉センター	昭和 55. 4. 1	2
8	桜城老人福祉センター	昭和 55. 10. 1	2
9	厨川老人福祉センター	昭和 56. 4. 1	2
10	松園老人福祉センター	昭和 56. 4. 1	2
11	山岸老人福祉センター	昭和 57. 4. 1	2
12	上田老人福祉センター	昭和 57. 9. 1	2
13	大慈寺老人福祉センター	昭和 58. 4. 1	2
14	下太田老人福祉センター	昭和 58. 4. 1	2
15	加賀野老人福祉センター	昭和 59. 4. 1	2
16	緑が丘老人福祉センター	昭和 59. 4. 1	2
17	杜陵老人福祉センター	昭和 60. 4. 1	5
18	西厨川老人福祉センター	昭和 61. 4. 1	3
19	仙北老人福祉センター	平成 3. 2. 1	2
20	上米内老人福祉センター	平成 7. 4. 1	2
21	北松園老人福祉センター	平成 8. 4. 1	2
22	上堂老人福祉センター	平成 15. 4. 1	2
23	愛宕山老人福祉センター	平成 16. 7. 1	3
24	乙部老人福祉センター	平成 17. 4. 1	3
25	津志田老人福祉センター	平成 21. 4. 15	3
26	築川老人福祉センター	平成 24. 4. 1	4
27	みたけ老人福祉センター	平成 29. 6. 1	3
		小 計	63

(シ) 第2種社会福祉事業施設（児童厚生施設）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	川目児童センター	昭和 53. 4. 1	3 人
	川目児童センター築川分室	平成 16. 4. 1	1
2	大新児童センター	昭和 53. 4. 1	4
3	本宮児童センター	昭和 54. 4. 1	4
4	仁王児童センター	昭和 54. 11. 13	3
5	山王児童センター	昭和 55. 4. 1	3
6	厨川児童センター	昭和 56. 4. 1	3
7	松園児童センター	昭和 56. 4. 1	3
	松園地区公民館プレールーム（委託事業）	平成 25. 4. 1	2
8	山岸児童センター	昭和 57. 4. 1	5
9	上田児童センター	昭和 57. 9. 1	3
10	大慈寺児童センター	昭和 58. 4. 1	3
11	下太田児童センター	昭和 58. 4. 1	3
12	加賀野児童センター	昭和 59. 4. 1	3
13	緑が丘児童センター	昭和 59. 4. 1	3
14	桜城児童センター	昭和 60. 4. 1	3
15	杜陵児童センター	昭和 60. 4. 1	4
16	みたけ児童センター	昭和 63. 4. 1	4
17	城西児童センター	平成元. 4. 1	4
18	河北児童センター	平成 2. 4. 1	4
19	青山児童センター	平成 3. 4. 1	6
20	仙北児童センター	平成 3. 4. 1	3
21	北厨川児童センター	平成 3. 4. 1	3
22	高松児童センター	平成 4. 4. 1	4
23	月が丘児童センター	平成 5. 4. 1	4
24	見前児童センター	平成 5. 8. 1	4
25	上米内児童センター	平成 7. 4. 1	3
26	手代森児童センター	平成 7. 4. 1	5
27	北松園児童センター	平成 8. 4. 1	4
28	永井児童センター	平成 8. 4. 1	4
29	乙部児童センター	平成 10. 4. 1	5
30	上堂児童センター	平成 15. 4. 1	4
31	湯沢児童センター	平成 18. 4. 1	5
32	飯岡児童センター	平成 18. 4. 1	5
33	津志田児童センター	平成 18. 4. 1	6
34	土淵児童センター	平成 26. 9. 1	5
35	見前北児童センター	令和 4. 6. 13	4
36	向中野児童センター	令和 5. 4. 1	5
37	太田児童センター	令和 6. 4. 1	4
		小 計	148

(ス) 公益事業施設

① コミュニティ施設（地区活動・地域交流活性化センター）

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	青山地区活動センター	昭和54. 4. 1	3人
	付設体育館	平成元. 4. 1	2
2	仙北地区活動センター	昭和55. 4. 1	5
3	厨川地区活動センター	昭和57. 4. 1	2
4	松園地区活動センター	昭和57. 4. 1	3
5	加賀野地区活動センター	昭和58. 2. 1	2
6	中野地区活動センター	昭和58. 4. 1	3
7	みたけ地区活動センター	昭和58. 4. 1	3
8	太田地区活動センター	昭和59. 4. 1	4
9	土淵地区活動センター	昭和59. 4. 1	3
10	つなぎ地区活動センター	昭和60. 4. 1	3
11	緑が丘地区活動センター	平成2. 4. 1	3
12	山岸地区活動センター	平成3. 4. 1	3
13	本宮地区活動センター	平成4. 1. 1	2
14	湯沢地域交流活性化センター	平成26. 4. 1	3
15	仁王地区活動センター	平成27. 4. 1	3
16	永井地域交流活性化センター	令和2. 4. 1	3
		小 計	50

② 老人憩いの家

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	西青山老人憩いの家	平成3. 4. 1	2
2	高松老人憩いの家	平成7. 4. 1	2
3	山岸老人憩いの家	平成8. 6. 1	2
		小 計	6

③ 世代交流センター

番 号	施 設 名	管理開始年月日	職員数
1	世代交流センター	平成5. 8. 1	2人

(2) 施設の効率的な運営

- ア 施設業務の適正かつ効率的な運営を図るため、職員の自主性、独創性の高揚に努める。
- イ 施設の円滑な運営に資するため、職員間の責任及び協力体制を確立し、事務事業の計画的な見直し等を通じ、効率的かつ適正な事務処理及び事業経営に努める。
- ウ 施設監査要領に基づく監査を実施し、不正防止に努めるほか、適正な事務処理確保のための指導を行う。
- エ 予算執行に当たっては、経費の節減と効率的な執行に努める。
- オ 施設の運営に当たっては、指定管理者として適切な運営体制を確立しながら、事業展開について盛岡市と密接な連携の下に、一体となって社会福祉事業等の目的の実現に努める。

3 職員の資質の向上と健康管理の充実

(1) 職員研修

社会福祉制度の新しいシステムづくりが本格的に進められている中で、事業団としても、福祉を取り巻く諸情勢の変化と方向性を十分見据え、研修ニーズを的確に把握し、法人全体はもとより、各施設内の研修担当者を中心とした施設内外研修も充実させ、更なる専門性の向上を目指すとともに、関係機関、団体等と連携を図り、次に掲げる研修目標の達成を目指して各種研修を実施し、当団職員としての資質の向上に努める。

また、必要な外部研修等に積極的に参加できるよう、職場内の業務体制の整備や生涯を通じたキャリアアップの仕組み・研修体系の構築により、個々の職員の目標や意識の向上と業務に対するスキルを高める。

① 研修目標

- ア 福祉関係職員としての使命感を養う。
- イ 利用者主体の良質かつ的確な福祉サービスを提供できるよう、より高度な専門的知識と実践的な援助技術を習得させる。
- ウ 職場研修及び自己啓発の促進に努め、問題解決能力の向上を図る。
- エ 関係機関等で開催される研修に職員を派遣し、他団体等との連携を深め視野を広めるとともに、施設内においても伝達研修や施設内研修を充実させ、人材育成に努める。
- オ 施設の実態を把握し、施設の管理運営及び援助に必要な知識と技術の習得を図る。
- カ 自立的経営の確立に向けた職員全体の意識改革を図る。

② 研修体系

研修の体系を明確にし、次のように研修を実施する。

ア 一般職員研修

a 職階別研修

職階別研修は、職階に応じて新任職員研修、中堅職員研修Ⅰ、中堅職

員研修Ⅱ、係長・主任級研修、監督者研修を体系付け、管理者研修に位置づけ、職員が職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能、接遇その他の基礎的な教養等を習得するとともに、特定の課題又は能力の育成については、職階に応じ重点的に段階を経て実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を全国社会福祉事業団協議会、他の社会福祉事業団、全国社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、盛岡市及び専門の研修・学術機関等で開催する研修等に派遣し、先端の知識と実践的な援助技術の習得や意識改革、経営意識の醸成に努める。

また、学んだ内容を他職員へ伝達する機会を設け、職員全体のレベルアップや人材育成に繋げる。

c 施設研修

施設研修は、研修担当者を中心に、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を習得する研修を行うとともに、類似する先進施設の視察研修や、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り他施設との連携を密にして施設間相互の勤務研修を実施する。

また、日々の業務の中での職場内研修（OJT研修）も更に充実させるとともに、各職場の職務を行う中で有効な外部研修への積極的な参加や外部講師を招いての職員研修等を行い、施設内専門研修の充実を図る。

イ 地域センター職員研修

老人福祉センター、児童センター、地区活動・地域交流活性化センター、老人憩いの家及び世代交流センターの職員を対象として、次の研修を実施する。

a 職種別研修

職種別研修は、新任職員研修、所長研修、副所長研修、児童厚生員研修、事務担当者研修等とし、地域福祉・地域コミュニティの拠点施設としての重要な役割について理解を深めながら、各職種に応じ施設の管理運営を適切に遂行するために必要とする接遇、教養、コンプライアンスの保持及び専門的な知識と指導技術を習得するための研修を実施する。

特にも法人資源を活用した研修として、盛岡ひまわり学園において児童厚生員を対象に障害児の専門研修・実務研修を実施する。

また、児童センターを巡回する発達支援専門員による発達障害児など気になる利用児童への関わり等についての専門研修を併せて実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を児童健全育成推進財団東日本ブロック児童厚生員研修会、岩手県の主催する児童福祉施設研修等に派遣し、専門的な知識と実践的な指導技術の習得に努めるため実施する。東日本ブロック児童厚生員研修会受講後は、その伝達講習会を開催し、全児童センターにおいて内容の活用を図る。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を習得する研修を行うほか、職場外研修を活用するとともに、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り、職務能力の向上と意欲の高揚に資するための研修を実施する。

ウ 自主研修

職務に必要な知識・技能等の習得その他自己の研鑽、資質の向上を図るため、各種研修への参加を積極的に推進するとともに、職員が自主的に行う研修の支援に努める。

(2) 福利厚生

ア 職員の健康診断

定期健康診断（胸部・循環器）、胃部検診、女性職員検診、肝炎検査、ストレスチェック等を実施する。

イ 年金共済制度への加入

全国社会福祉事業団協議会が実施している年金共済制度に継続加入する。

4 災害事故の未然防止及び災害時の対応

- ① 火災その他の事故防止対策として、各施設において防火管理規程を定め、所轄消防機関との連携の下、非常通報、避難訓練及び消火訓練を実施し利用者の安全確保に万全を期する。
- ② 大規模災害が発生した際など、盛岡市の指示のもと「盛岡市指定管理者災害対応の手引き」に則り、迅速に避難所の開設等連携を強化し、災害弱者の方々をはじめ市民の生活と安全の確保に努める。
- ③ 消火設備及び避難設備等は、定期点検及び随時点検を実施する。また、利用者の施設内での事故防止のため、設備・備品等の巡回点検を行い万全を期する。
- ④ 夜間等の施設事故防止のため、夜間警備を業者委託する（入所施設除く）。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症その他感染症の予防対策の徹底に努めるよう、各種研修会に出席し対応を習得し、職員の予防に関する意識を一層醸成するとともに、各施設への手指消毒用アルコールや嘔吐物処理セット、施設内消毒対応セット等を配備し、各種の感染症予防に万全を期す。
- ⑥ 利用者の体調管理や変化に十分留意するとともに、熱中症指数計を活用し、室温・湿度状況等、室内環境に配慮し、熱中症予防に努める。

5 広報活動の推進

- ① 事業団概要、施設概要等を作成し、関係機関・団体等及び職員に配布するとともに、ホームページにより広く市民に事業団及び施設についての周知を図る。
- ② 事業団広報誌「News Letter Four Hearts」を作成し、内外への情報提供

と職員の情報共有、共通意識の向上を図る。

- ③ 盛岡市広報を活用し、事業団関係事業の周知及び理解を深める。